

平成 23 年 9 月 30 日

各 位

八戸圏域水道企業団  
管財出納課・管財契約グループ

### 請負工事等の前金払の特例措置実施について

東日本大震災からの迅速な復旧・復興を図るため、災害救助法が適用された被災地を対象とする発注工事等について、前金払割合の引上げを実施したのでお知らせします

#### 特例措置の内容

対象工事 施行場所が「八戸市」または「おいらせ町」のもの  
(施行場所が「八戸市」または「おいらせ町」と「それ以外の区域」にまたがるものを含む)

#### 前金払割合の変更内容

・ 建設工事	40%	50%
・ 建設関連業務(測量・設計等)	30%	40%

(対象条件は変更しない) 契約金額 500万円以上かつ工期90日以上

#### 適用期間

平成 24 年 3 月 31 日までの間 (平成 23 年度中)

平成 23 年 10 月 1 日以後の入札参加指名通知書により対象となるものから適用します。

## 八戸圏域水道企業団前払金制度実施要領

平成21年4月1日

### (目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第163条(前金払)に基づく同法施行令附則第7条及び八戸圏域水道企業団財務規程(昭和61年八戸圏域水道企業団管理規程第23号。以下「財務規程」という。)第39条の2(公共工事の前金払)の規定に基づき、公共工事の請負業者に対して請負代金額又は委託料(以下「請負代金額等」という。)の一部を前払いすることにより、公共工事の適正かつ円滑な履行に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領における「公共工事」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に掲げる建設工事並びにこれらの工事に関する設計、調査及び測量委託をいう。

### (対象)

- 第3条 前金払の対象は、請負代金額等が500万円以上で、かつ、工事期間又は履行期限(以下「工事期間等」という。)が90日以上(以下「対象工事」という。)を対象とする。
- 2 企業長は、対象工事となる見込みがある場合には、あらかじめ入札参加指名通知書により、入札参加者に対し周知するものとする。
  - 3 前項の場合において、企業長は、入札後に請負代金額等が第1項の要件を満たさない場合には対象としないことができる。
  - 4 企業長は、対象工事の落札業者に対し、前金払対象工事通知書(別記様式)により通知するものとする。

### (前金払の支払額)

第4条 前金払の支払額は、請負代金額等の40%以内(工事に関する設計、調査及び測量委託については30%以内)の額とする。

### (使途)

第5条 前払金は、対象工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該対象工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に限り支出するものとし、これらの経費以外の支出に充ててはならない。

- 2 企業長は、請負業者が前払金を前項に規定する経費以外に支出したと認めた場合は、当該前払金の全部又は一部を当該請負業者から返還させることができる。

(手続)

第6条 請負業者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する保証事業会社と対象工事契約書記載の工事期間等を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証書を企業長に寄託して、第4条(前金払の支払額)に規定する割合以内の前払金を企業長に請求することができる。

- 2 前項の請求に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 契約書
- (2) 法第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書
- (3) 前金払申請書(財務規程第20号の2様式)
- (4) 前金払に係る請求書

- 3 第1項の請求は、対象工事契約締結の日から40日以内に行わなければならない。この場合において、工事期間等が複数の年度にわたる対象工事の前金払の請求は、当該年度の開始日から40日以内に行わなければならない。

- 4 企業長は、第1項の請求があった場合は、適法な請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

(増減の措置)

第7条 請負業者は、対象工事の請負代金額等が著しく増額された場合は、その増額後の請負代金額等に第4条(前金払の支払額)により適用された割合を乗じて得た額から、受領済みの前払金を差し引いた額の範囲内で前払金の請求をすることができる。この場合において、前条第1項の規定を準用する。

- 2 請負業者は、対象工事の請負代金額等が著しく減額された場合において、受領済みの前払金の額が減額後の請負代金額等の50%を超える時は、請負代金額等が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

- 3 企業長は、前項の規定により超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当と認めた場合又は超過額が100万円に満たない場合は、前項の規定にかかわらず、当該請負業者と協議の上、当該超過額の全部又は一部の返還を免除することができる。

(遅延利息)

第8条 企業長は、請負業者が前条第2項に規定する超過額を返還しなかったときは、同項の期間を経過した日から返還する日までの日数に応じ、その未返還額につき契約日における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく財務大臣の告示による率で計算して得た額を遅延利息として当該請負業者から納付させることができる。

(一部改正〔平成22年3月25日〕)

(前金払の例外)

第9条 企業長は、対象工事の見込みとなる場合であっても予算執行上の都合その他やむを得ない理由がある場合は、前金払の対象としないことができる。この場合において、企業長は、入札参加指名通知書その他の方法によりあらかじめ入札参加者に周知するものとする。

2 企業長は、前項の規定により対象外とされたものについて、入札参加者から要望があった場合は、速やかに協議に応じるものとする。

(対象工事の部分払)

第10条 対象工事の部分払金の額は、次の式により算定する。

部分払金の額 (出来高金額 - 既に部分払の対象となった出来高金額) × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額等)

2 工事期間等が複数年度にわたる場合の部分払金の額は、前項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(1) 当該年度において部分払がなされている場合

部分払金の額 (出来高金額 - 既に部分払の対象となった出来高金額) × (9 / 10 - 当該年度における前払金額 / 当該年度における請負代金額等の支払限度額)

(2) 当該年度において部分払がなされていない場合

部分払金の額 (出来高金額 - 前年度までに支払われた前払金及び部分払金額の合計額) × (9 / 10 - 当該年度における前払金額 / 当該年度における請負代金額等の支払限度額)

3 対象工事の部分払は、前払金を受け取った月及びその翌月並びに工事期間等の終期の属する月には請求できないものとし、それ以外について工事期間等中につき毎月1回請求することができる。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項及びこの要領の取扱いについては、工事請負契約約款、設計業務等委託契約約款又は請負業者との協議により定める。

2 前金払に関する事務は、管財出納課で取り扱う。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 八戸圏域水道企業団前払金制度実施要領(平成12年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 この要領による前金払については、施行日以後の入札参加指名通知書により対象工事となるものから適用し、この要領の施行日前に前金払の対象とされているものについては、なお従前の例による。
- 4 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された企業団の構成市町の区域(以下「被災構成市町の区域」という。)において施行する対象工事(当該対象工事が施行される区域が被災構成市町の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。)の前金払の規定の適用については、平成24年3月31日までの間、第4条中「40%」とあるのは「50%」と、「30%」とあるのは「40%」と、第7条第2項中「50%」とあるのは「60%」とする。

附 則(平成22年3月25日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月14日)

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

この要領による改正後の八戸圏域水道企業団前払金制度実施要領については、施行日以後の入札参加指名通知書により対象となるものから適用し、この要領の施行日前に前金払の対象とされているものについては、なお従前の例による。

別記様式

八水契第 号  
平成 年 月 日

\_\_\_\_\_様

八戸圏域水道企業団  
企業長

前金払対象工事通知書

貴社が落札した工事については、八戸圏域水道企業団前払金制度実施要領に基づき、前金払対象工事となりますので通知します。

つきましては、下記のとおり取扱いますので、事業に遺漏の無いようお願いいたします。

記

1 契約件名 第 号

2 場所

3 契約金額 ￥ \_\_\_\_\_ 円也

4 前払金額 上記の 50% 40% 30% \_\_\_\_\_ 円以内

5 請求期限 契約日より40日以内

6 条件 (1) 請求期限を超過して請求された前払金はお支払いしない。

(2) 前払金は、当該対象工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該対象工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に限り支出するものとし、これらの経費以外の支出に充ててはならない。

(3) 企業長は、請負業者が前払金を前号に規定する経費以外に支出したと認めた場合は、当該前払金の全部又は一部を当該請負業者から返還させることができる。

7 必要書類 (1) 契約書

(2) 法第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書

(3) 前金払申請書

(4) 前金払に係る請求書

8 提出先 管財出納課 経理グループ(70 7080)